

目次

日本政策金融公庫の概要	1
-------------	---

本部長メッセージ	2
----------	---

中小企業事業のプロフィール	3
---------------	---

中小企業事業の役割と特色

民業補完機能の発揮	6
信用補完機能の発揮	8
政策性の発揮	
災害復興支援	10
新たな事業への取組み支援	11
海外展開企業への支援	12
企業再建・事業承継支援	15
新連携・地域資源活用・農商工連携	16
証券化支援	17
情報提供・ネットワークの活用	
経営課題の解決支援	18
地域金融機関との連携	20
産学官連携	22
企業成長における中小企業事業の貢献	23

業務のご案内

融資業務	24
信用保険業務	30
証券化支援業務	32

実績資料	33
------	----

店舗地図	35
------	----

(注) 本誌の計数について

1. 単位未満の計数

件数および金額の単位未満は切り捨てています。

また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しない場合があります。

2. 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「—」と表示しています。

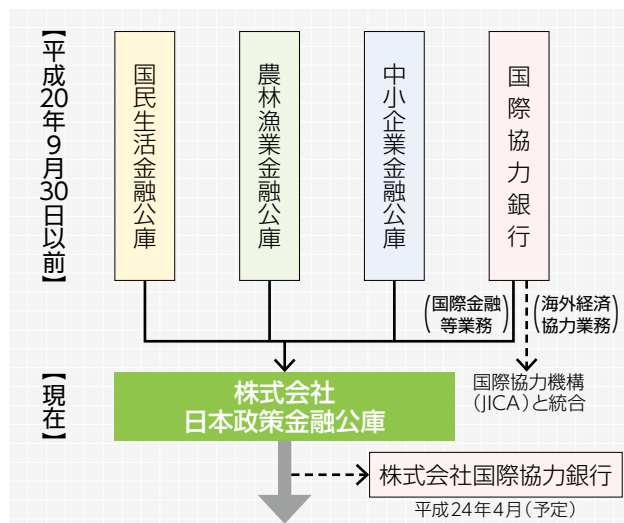
日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して、平成20年10月に発足しました。

日本政策金融公庫のプロフィール

- 名称：株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- 発足年月日：平成20年10月1日
- 根拠法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本店：東京都千代田区大手町1-9-3
- 総裁：安居 祥策（やすい しょうさく）
- 資本金等：資本金 3兆3,525億円
準備金 2兆73億円（平成23年3月末現在）
- 支店等：国内 152支店
海外駐在員事務所 19カ所
- 職員数：8,101人（平成23年度予算定員）
- 総融資残高：29兆7,630億円（平成23年3月末現在）
 - 国民生活事業 7兆4,702億円
 - 農林水産事業 2兆6,320億円
 - 中小企業事業 6兆4,368億円（融資業務）
 - 国際協力銀行 8兆4,670億円（出融資残高）
 - 危機対応円滑化業務 4兆7,369億円
 - 特定事業促進円滑化業務 200億円

日本政策金融公庫への移行



経営理念（基本理念）

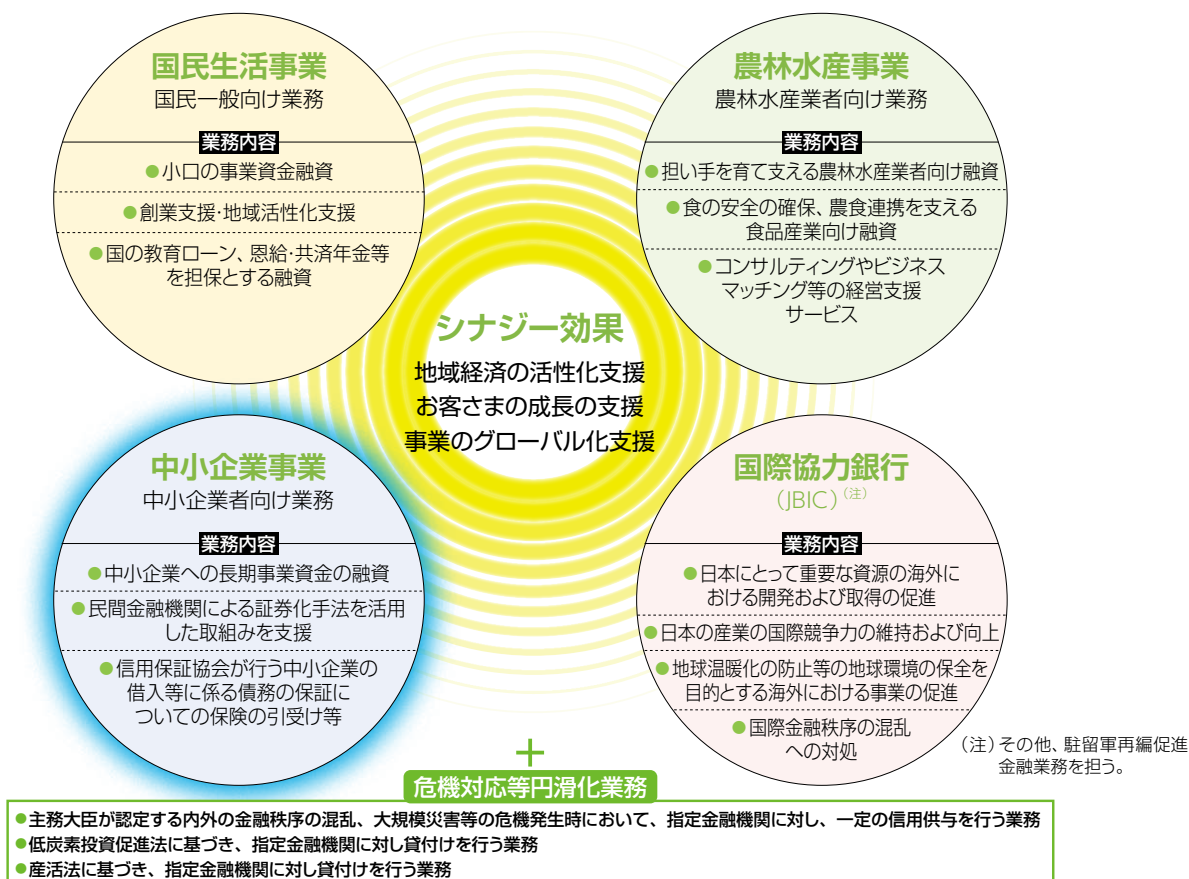
政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

日本政策金融公庫の主な業務



本部長メッセージ

このたびの東日本大震災により被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫中小企業事業本部は、リーマン・ショック以降の経済危機に対する政府の強力な経済対策の下、融資業務と信用保険業務の両輪により、中小企業の皆さまの資金繰りを全力で支えるというセーフティネット機能の役割を担い、平成22年度においては約16兆円の金融支援をまいりました。

融資業務におきましては、セーフティネット貸付に積極的に取り組み、厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰り支援に万全を期してまいりました。また、中小企業の皆さまの海外展開を支援するための貸付制度の拡充、地域の活性化に向けた取り組みとして挑戦支援資本強化特例制度（資本金劣後ローン）を活用した事業再生支援、新事業展開支援などを行った結果、平成22年度の融資額は2.6兆円となりました。

信用保険業務におきましては、全国の信用保証協会との連携を密にし、再保険の実施により「景気対応緊急保証」をバックアップいたしました。平成22年度の信用保証の保険引受額は13.4兆円、全体の引受残高は35兆円を超えております。

また、東日本大震災への対応といたしましては、発生当日に特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業の皆さまからの相談に円滑、迅速かつきめ細やかに対応してまいりました。震災に係る特別貸付の実施、利下げ措置などのセーフティネット機能の発揮に努めるとともに、震災に係る信用保証についての保険を引き受けることを通じて、復興支援に全力で取り組んでおります。



今後におきましても、東日本大震災への対応の他、地域経済を支える中小企業の皆さまの新事業展開、海外展開、経営革新・イノベーション、事業再生、環境対応など様々な取り組みに対しまして、引き続き全力で支援を行ってまいります。

日本における中小企業は約419万社で、全企業数の99.7%、全従業員の約70%を占めており、わが国経済の発展基盤であるとともに活力の源泉であります。日本経済再活性化のためには、地域に雇用と付加価値を生む中小企業が元気になることが不可欠です。今後とも、政策金融機関としてしっかりその機能を発揮し、日本公庫があって良かったと一人でも多くの方に言ってもらえるよう、「頼れる公庫」を目指して役職員一同邁進してまいります。

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業本部長 **勝野 龍平**

中小企業事業のプロフィール

日本公庫中小企業事業は、昭和28年8月に設立された中小企業金融公庫の業務を引き継いでいます。

当事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

業務内容

融資業務

中小企業の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、民間金融機関が供給することが難しい長期固定金利の事業資金を安定的に供給しています。

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社および設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

証券化支援業務

中小企業の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

平成22年度事業実績

■ 融資業務

貸付額	2兆6,743億円
直接貸付	2兆6,720億円
代理貸付	3億円
設備貸与・投育貸付	19億円
貸付残高	6兆4,368億円
直接貸付	6兆3,834億円
代理貸付	449億円
設備貸与・投育貸付	84億円

■ 証券化支援業務

貸付債権元本総額	
買取型	33億円
信託受益権等保有残高、保証債務残高	
買取型（信託受益権等保有残高）	14億円
保証型（保証債務残高）	2億円

信用保険業務

中小企業の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^{（注）}

（注）機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務（機械保険経過業務）を行っています。

平成22年度事業実績

■ 信用保険業務

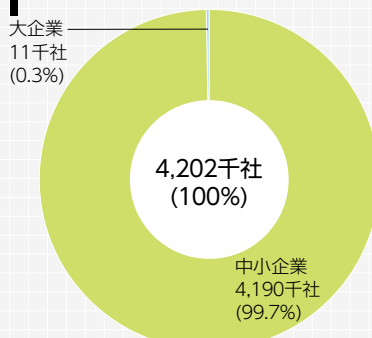
保険引受額・貸付額	
中小企業信用保険	13兆4,399億円
信用保証協会に対する貸付、破綻金融機関等関連特別保険等の実績はない	
保険引受残高・貸付残高	
中小企業信用保険	35兆6,577億円
破綻金融機関等関連特別保険等	1億円
機械類信用保険 ^{（注）}	430億円
信用保証協会に対する貸付の残高はない	

わが国における中小企業の地位

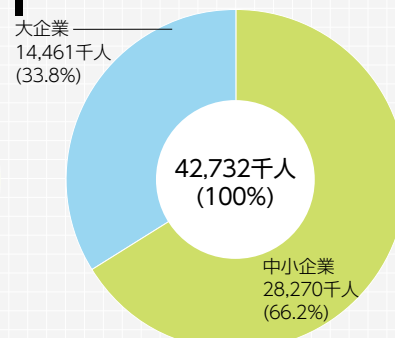
わが国では、全企業の99%を中小企業が占め、全従業員の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。

また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆さまには大きな期待が寄せられています。

企業数割合



従業員数割合



（資料）総務省「平成21年経済センサス基礎調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

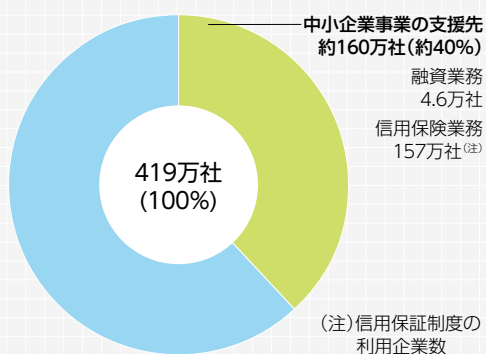
■ 中小企業事業の支援先

わが国では、全企業の99%を中小企業が占めており、その存在は日本経済の活力の源泉であるとともに、地域経済を支える大きなものとなっています。また、一口に中小企業と言っても、そこには多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様は実に

様々です。

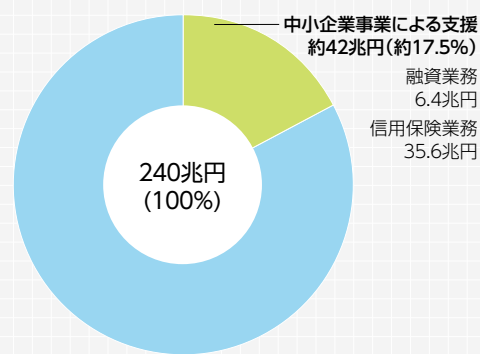
中小企業事業では、これら多様な中小企業の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

中小企業数割合



(資料) 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」を中小企業庁が再編加工ほか

中小企業向け貸付残高



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

中小企業事業は、中小企業者のうち約160万社(約40%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業向け貸付残高のうち約17.5%を占めています。

● 中小企業事業の支援先の特徴

融資業務

- 利用先数(直接貸付)……………4.6万社
22年度融資分の平均像
1企業あたりの平均融資金額……………123百万円
平均融資期間……………6年11ヶ月
平均資本金……………49百万円
平均従業員数……………76人
- 融資残高の約80%が従業員20人以上、約90%が資本金1,000万円以上の先
- 製造業を中心(22年度末融資残高の約50%)に幅広い業種をカバー

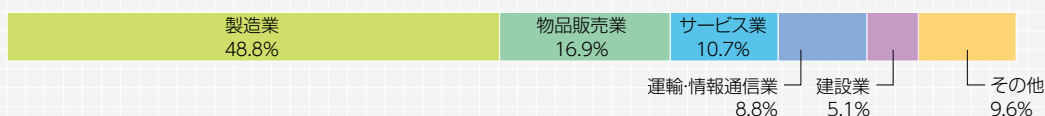
信用保険業務

- 利用先数……………157万社(注)
22年度保険引受分の平均像
1企業あたりの平均保険引受額……………20百万円
平均保険期間……………5年8ヶ月
平均従業員数……………8人
- 保険引受残高の約70%が従業員20人以下、約70%が資本金1,000万円以下の先
- 幅広い業種をカバー
(注)信用保証制度の利用企業数

(注)実績は、平成23年3月31日現在のものです。

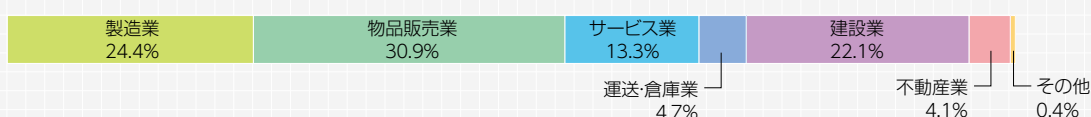
業種別融資残高構成比(融資業務)

(平成22年度末)



業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)

(平成22年度末)



■ 中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、経営革新、事業再生、海外展開など、リスクが高く民間金融機関が組みにくい分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。また、景気低迷の影響により融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の貸出を量的にも補完しています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業の皆さまの成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。



中小企業事業の役割と特色

民業補完機能の発揮

長期資金の安定供給により
民間金融を質と量で補完しています。

■ 長期資金を専門に取り扱っています

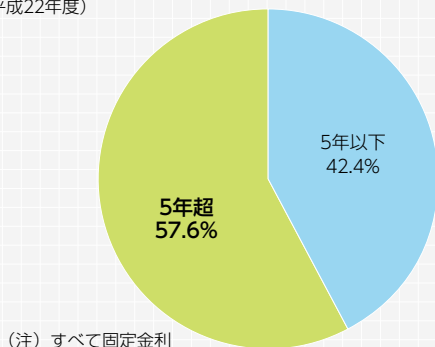
中小企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

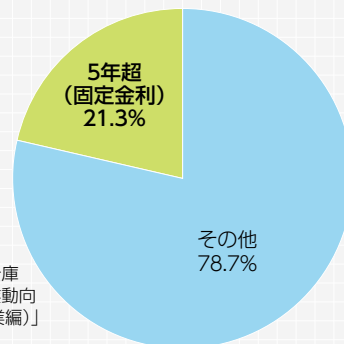
中小企業事業では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約6割が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

当事業は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況(金額構成比)
(平成22年度)



【参考】民間金融機関の長期貸出の内訳(社数比)
(平成22年度)

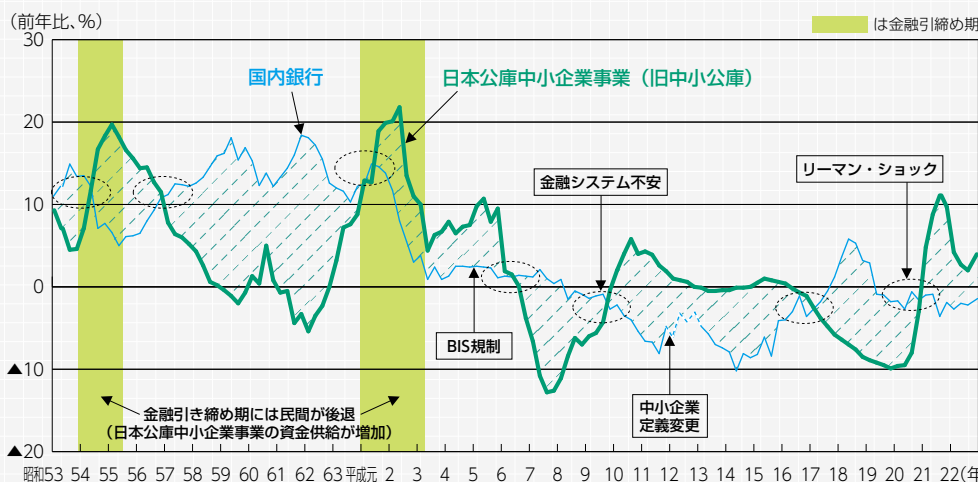


■ 事業資金を安定供給

中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

当事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業向け貸出残高伸び率(対前年同期比)



(注)
●国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。また、平成5年度以降は当座貸越を含むベースで算出しています。平成2年度以降は第二地銀(旧相互銀行)を含みます。
●国内銀行については、平成8年9月以前は全国銀行ベースで算出しています。
●平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」

時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

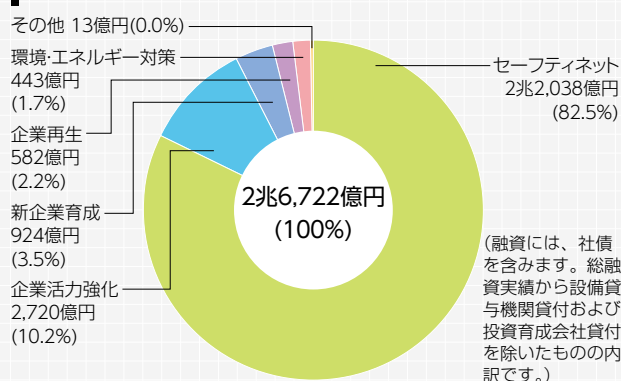
政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、ベンチャー、事業再生、海外展開、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

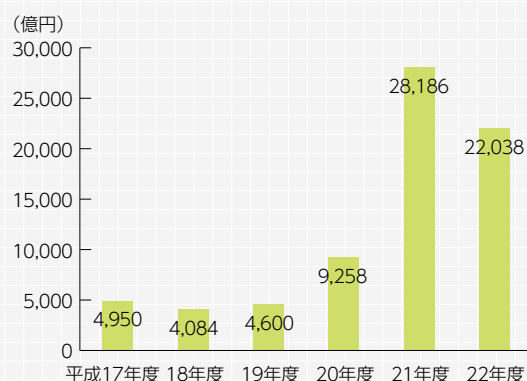
平成22年度においては、東日本大震災や世界的な金融危機の中、セーフティネット機能を機動的に発揮し、経営環境の悪化により資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さまを全力で支援しました。

融資実績の内訳

(平成22年度)



セーフティネット貸付実績の推移



経済・社会の動きと中小企業事業が果たした役割

経済・社会の動き		中小企業事業の果たした役割～特別貸付の実績(注)～	
昭和 39(1964)年	オリンピック東京大会開催	1960～	輸出製造業向け貸付 ……77億円(昭和39年度)
昭和 45(1970)年	万国博覧会、大阪で開幕	1970～	近代化促進貸付 ……355億円(昭和45年度)
昭和 60(1985)年 平成元(1989)年	ブラザ合意～急激な円高が進行 消費税導入	1980～	国際経済調整対策等特別貸付 ……1,862億円(昭和61年度) 消費税導入円滑化貸付 ……3,325億円(平成元年度)
平成 7(1995)年 平成 9(1997)年	阪神・淡路大震災、大災害をもたらす 北海道拓殖銀行、山一證券 破綻	1990～	災害復旧貸付 ……1,071億円(平成7年度) 金融環境変化対応特別貸付 ……3,369億円(平成10年度)
平成 17(2005)年 平成 18(2006)年 平成 19(2007)年 平成 20(2008)年 平成 23(2011)年	ペイオフ全面解禁 ゼロ金利政策の解除 米国のサブプライム問題発生 リーマン・ブラザーズが経営破綻 東日本大震災、大災害をもたらす	2000～	IT活用促進資金 ……1,593億円(平成16年度) 地域活性化・雇用促進資金 ……2,151億円(平成17年度) 新事業活動促進資金 ……1,252億円(平成19年度) セーフティネット貸付 ……28,186億円(平成21年度) 22,038億円(平成22年度)

(注) 貸付制度名は、取扱い終了時または平成23年3月31日現在のものです。

返済条件緩和に柔軟に対応し、民間金融機関とともに金融円滑化への取組みを推進

中小企業事業では、政策金融機関として、資金繰りにお困りのお客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件の緩和に柔軟に対応しています。また、平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえ、民

間金融機関との連携を深めつつ、内部体制の整備やお客さまへの周知などを徹底し、金融円滑化への取組みを一層推進しています。

信用補完機能の発揮

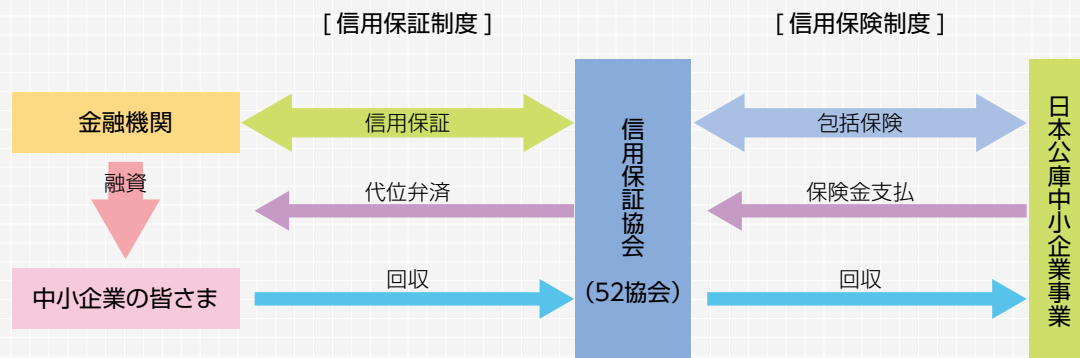
信用保証制度と一体となり、
中小企業の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆さまが金融機関からの借入または社債の発行などにより事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）などに基づき、

中小企業の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度概略図



※信用保証協会

信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入などによる債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府および地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

中小企業の約4割が信用補完制度を利用

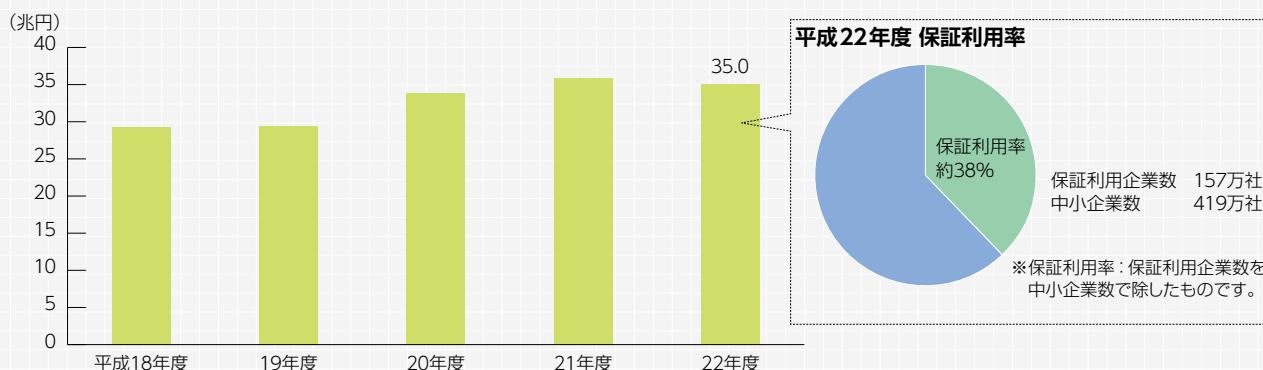
平成23年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は約35兆円で、中小企業向け貸出しの約14%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約157万の中小企業の皆さまに利用さ

れており、中小企業の約38%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国52信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



信用補完制度は、 国の経済対策などにおける重要な施策として活用されています。

■ 急激な環境変化に即応したセーフティネット機能を発揮

平成20年10月31日から平成23年3月31日まで、「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日閣議決定）」において決定された「緊急保証^{（注）}」が実施され、中小企業事業では当該保証について保険を引き受けることにより、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響により資金繰りに支障をきたしている中小企業の皆さまの資金調達に貢献してきました。

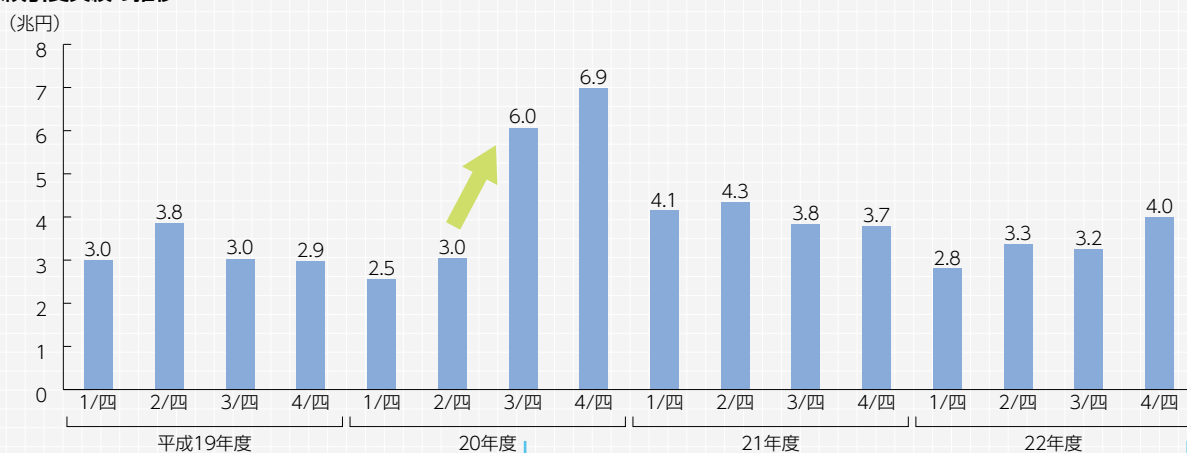
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた中小企業の皆さまに対しても、金融機関から事業の再建などに必要な資金を借入れる際に、全国の信

用保証協会が行う災害関係保証やセーフティネット保証などに係る保険を引き受けています。

また、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年5月2日公布施行）に基づき、「東日本大震災復興緊急保証」が新設（平成23年5月23日から取扱い開始）され、当該保証に係る保険を引き受けることで、復興支援に全力で取り組んでおります。

（注）平成22年2月15日から、「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）」により「景気対応緊急保証」に変更

■ 保険引受実績の推移



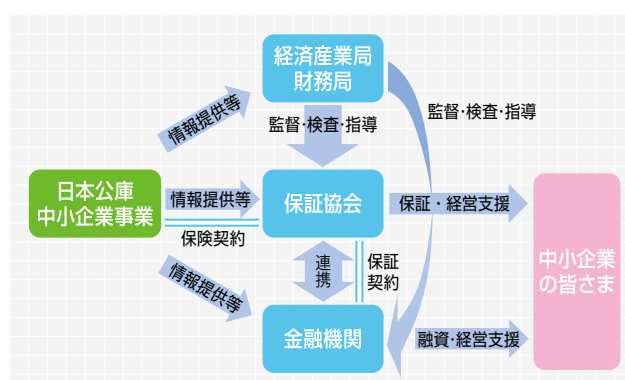
緊急保証制度^{（注）}取扱期間
（平成20年10月～平成23年3月）

（注）平成22年2月15日より景気対応緊急保証に変更

■ 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立に向けた保証協会など関係機関との連携強化

保険業務推進室では、信用保証協会、経済産業局などへの情報提供や意見交換などを通じ、関係機関との緊密な関係を構築しつつ、健全な制度運営の推進を図っています。

今後も、東日本大震災に係る保険引受などを円滑に行う一方で、景気対応緊急保証制度利用により増加した保証債務残高や条件変更対応の増加などによるリスクの高まりを踏まえ、保証先企業への経営支援強化などの取り組みに係る連携を推進します。



政策性の発揮 災害復興支援

災害による被害を受けた中小企業の皆さまの
復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

■ 災害復旧貸付の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

■ 災害復旧貸付の貸付状況

(単位:件、百万円)

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	174,801
平成16	7	豪雨災害	福井県	38	928
	10	豪雨および暴風雨災害	京都府、兵庫県	35	723
	10	中越地震	新潟県	135	3,745
平成19	7	新潟県中越沖地震	新潟県	24	446

■ 東日本大震災への対応

3月11日に発生した東日本大震災で被災された中小企業の皆さまの復旧を支援・事業再開に向け、以下の対応をしています。

- 1 全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小企業の皆さまからの融資相談および返済相談に対応しています。
- 2 本災害により特に著しい被害を受けられた中小企業の皆さまに対し、「災害復旧貸付」の利率引き下げを実施しています。
- 3 東日本大震災に端を発した計画停電の影響や福島県原発問題に伴う風評被害などにより、中小企業の皆さまの経営環境の悪化が懸念されることから、セーフティネット貸付制度を拡充し、一定の要件に該当する方には、利率引き下げの措置などを実施しています。
- 4 本災害により被災した中小企業の皆さまからの返済相談については、被災者の皆さまの個別の状況を踏まえた親身な対応と負担の軽減に努めています。

東日本大震災復興特別貸付

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を5月23日(月)から実施します。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融

資限度額や金利引き下げ措置などを大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接的に被害を受けた方に対しては、「別枠」をご用意しております。更に、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

利用対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率
◆震災により直接被害を受けた方 ◆原発事故に係わる警戒区域等 ^(注1) 内に事業所を有する方	3億円(別枠)	設備資金20年以内 (5年以内) 運転資金15年以内 (5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ●基準利率より0.5%引下げ ●融資後3年間は、1億円まで基準利率より1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金15年以内 (3年以内) 運転資金15年以内 (3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ●基準利率より最大0.5%引下げ ^(注2) ●融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大1.4%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円	設備資金15年以内 (3年以内) 運転資金8年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ ^(注2)

(注)1 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

2 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ。

新たな事業への取組み支援

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

■ 新事業育成資金の融資実績

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタート（平成12年2月）してからの累計実績は4,659社・2,060億円にのぼっています。（平成23年3月末時点）

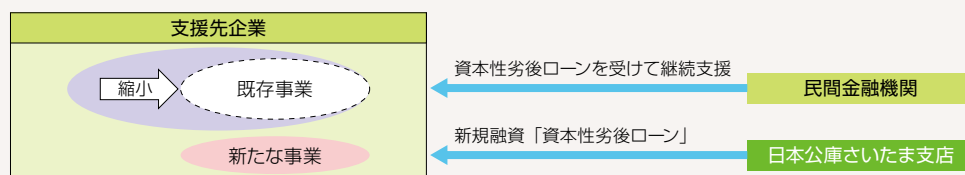
また、新事業の取組みに必要な安定資金の確保と同時に、財務体質の強化を図ることができる「挑戦支援資本強

化特例制度」（資本性劣後ローン）を適用した支援も行っています。

年 度	平成21年度		平成22年度	
融資社数・金額	538社	182億円	653社	246億円
（うち知財活用 ^(注) ）	319社	92億円	354社	123億円

（注）知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知的財産権（特許権、実用新案権等）を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

資本性劣後ローンを活用し成長性の高い新事業に取り組む中小企業を支援



さいたま支店中小企業事業は、新事業に取り組む半導体製造装置等製造業者である株式会社東設に対して、「新事業育成資金」を適用し、資本性劣後ローンにより融資を実施しました。

当社は、リーマンショック以降の受注減少により赤字を余儀なくされ、自己資本比率も大幅に低下していました。こうした状況のなか、製造工程で排気される有毒ガスを特許技術により除去する装

置の事業化に成功し、新たな収益の柱として育ちつつあります。

公庫は当社の技術力を高く評価し、新事業に必要な長期運転資金を供給するとともに、赤字により毀損した資本を増強するために資本性劣後ローンの融資を行いました。

資本性劣後ローンの導入により資本が増強されたことを取引金融機関が高く評価し、継続支援に繋がり、業績も回復しつつあります。

■ 新株予約権を活用した無担保資金供給実績

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する融資制度があります。

累計実績（平成12年2月～23年3月）

融資社数	217社
金 額	67億円

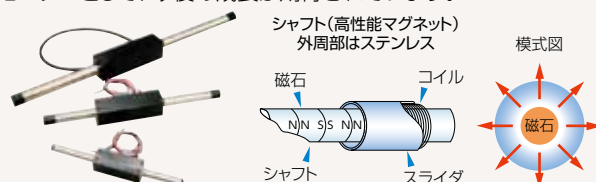
新株予約権を活用した無担保融資でイノベーションの担い手となる中小企業を支援

山形支店中小企業事業は、シャフトモーターの開発・製造業者である株式会社ジイエムシーヒルストンに対して、「新事業育成資金」を適用するとともに、同社が発行する新株予約権を当公庫が取得することにより、無担保での資金供給を実施しました。

本件については、当公庫が取得した新株予約権を、株式公開時に、時価で企業の経営者または経営者があつせんした方が買い戻す仕組みを活用しています。

同社は、新たな事業活動としてシャフトモーターや同モーターを組み込んだ精密機器等の開発・製造を手掛けています。シャフトモーターは磁石を円筒状（シャフト）に構成したユニークな形状の

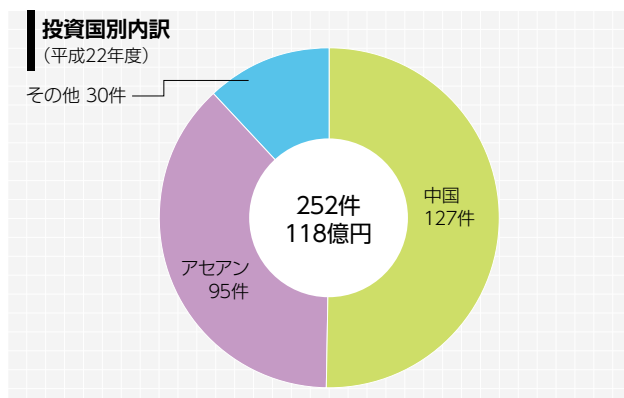
直動（リニア）モーターで、高速度、定速性、高精度に優れ、既存のリニアモーター製品の常識では考えられなかった性能を発揮するモーターとして、今後の成長が期待されています。



海外展開する中小企業の皆さまを
資金と情報の両面から積極的に支援しています。

■ 海外展開資金の融資実績

中小企業事業では、約4,700社のお取引先現地法人が海外で活躍しており、中小企業の皆さまの海外展開を支援する「海外展開資金」に積極的に取り組んでいます。平成22年度の実績は252件、118億円となっており、多くの中小企業の皆さまにご利用いただいております。



■ 海外経営課題の解決支援

中小企業事業では、タイのバンコク駐在員事務所や必要に応じて海外関係諸機関と連携し、中小企業の皆さまの海外展開における様々な経営課題の解決支援を行っております。

経営課題の解決に向けた支援事例

経営課題

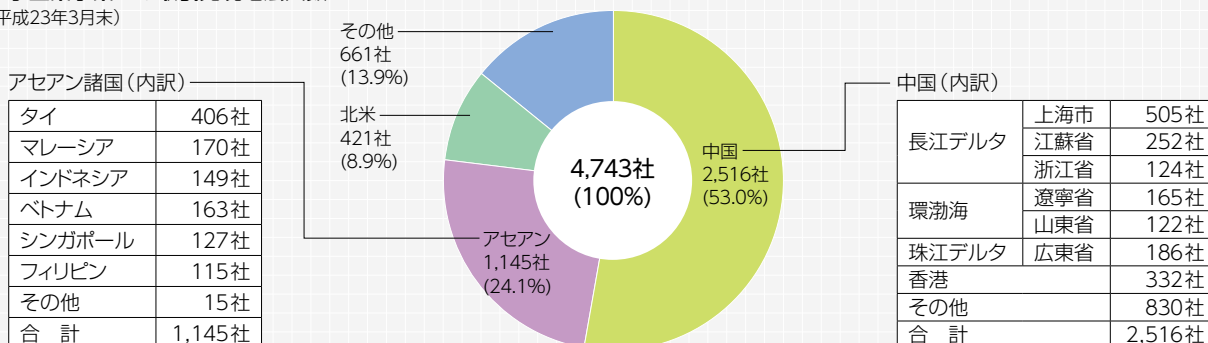
A社は、人件費上昇を背景に中国からタイへの工場移転を検討していましたが、タイの投資環境についての情報が不足していたことから、中小企業事業の取引支店に情報提供の依頼がありました。

支援内容

A社はタイ投資環境調査を検討していたため、中小企業事業の取引支店はA社にバンコク駐在員事務所の訪問を勧めました。バンコク駐在員事務所では、外資系企業のタイ進出に伴う税制面の優遇措置などの投資環境について説明する一方、進出の実態把握のために現地日系企業を紹介したり、外注先としての現地企業の紹介などを行いました。

バンコク駐在員事務所のサポートもあり、A社はタイ進出を正式決定。中小企業事業は、A社タイ法人に対する出資金を対象に「海外展開資金」を適用して、融資を実施しました。

中小企業事業のお取引先現地法人数 (平成23年3月末)



海外関係諸機関との連携ネットワークを活用し、国内や海外においてセミナー、商談会などを開催することにより、中小企業の皆さまの海外におけるビジネスチャンス拡大を支援しています。

■ 日本国内における海外展開セミナーの開催

平成22年11月、東大阪支店中小企業事業は、お取引先を対象とした「海外展開セミナー」を開催しました。

本セミナーでは、日本貿易振興機構（ジェトロ）や中小企業基盤整備機構から中小企業の海外展開に対する支援制度の説明や海外進出しているお取引先の成功事例の発表などが行われました。



東大阪支店 海外展開セミナー

■ 海外におけるビジネス商談会、交流会の開催

● 日タイビジネス商談会

中小企業事業は、お取引先現地法人と地場企業のビジネスマッチングの場として、タイの中小企業向け政策金融機関であるタイ中小企業開発銀行（SME銀行）と共同で、ビジネス商談会を開催しています。5回目となった平成22年7月の商談会では、SME銀行が紹介するISOなどの公的資格を有する地場企業などと、お取引先現地法人あわせて約150社が参加し、活発な商談が行われました。



タイにおけるビジネス商談会

● 中国上海取引先現地法人交流会

平成22年11月、上海において、一般財団法人日中経済協会との共催で、「最近の労働問題とその対策」、「華東地区におけるビジネス環境の変化」をテーマにしたセミナーおよび懇親会を実施し、お取引先現地法人約100社が参加しました。

なお、上海以外の中国各地やアセアン各国でも同様の交流会を実施しています。



中国上海における取引先現地法人交流会

中国で事業展開されている中小企業の皆さまへのサポートを一層充実させるため、上海事務所を新設します。

上海駐在員事務所の設置について（平成23年度開設予定）

中小企業の皆さまの海外展開を支援するため、アセアン地域における海外進出支援を担っているバンコク駐在員事務所に加え、平成23年度には、中華人民共和国の上海市に駐在員事務所を設置することとしています。

上海駐在員事務所では、現地市場の状況や投資環境、ビジネス上の規制、現地日系企業の経営課題などの情報を幅広く収集し、中国への進出を検討する中小企業の皆さまに提供するとともに、現地日系企業間のネットワーク構築、商談会・セミナーの開催などにより、現地日系企業の経営課題解決などを積極的に支援してまいります。



入居予定ビル（国際貿易センタービル）

海外の中小企業支援機関との連携

● APEC 域内中小企業金融機関との連携

APEC 域内の中小企業金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイSME銀行など域内13金融機関とAPEC MOU^(注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、中小企業の支援策などについての情報交換を行っています。

(注) アジア太平洋協力会議（APEC）域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第7回APEC MOU 年次会合（マレーシア）

● ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ中小企業信用保証公社など16機関が加盟するACSIC（アジア中小企業信用補完制度実施機関連合）に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。



第23回ACSIC会議（フィリピン）

国際政策金融フォーラムへの出席

平成22年11月、韓国ソウル市で開催された国際政策金融フォーラムに、中小企業事業が出席しました。

本フォーラムは、韓国の政府系金融機関である韓国政策金融公社が開催したもので、日本、中国及びドイツの政策金融機関の代表が招かれました。リーマン・ショックを契機とした金融・経済危機に対する企業への支援策や今後の政策金融のあり方などをテーマとして、活発な議論となりました。



国際政策金融フォーラム（パネルディスカッション）の様子

政策性の発揮

企業再建・事業承継支援

中小企業の再生や事業承継に向けた取組みを劣後ローンなどを活用して積極的に支援しています。

■ 企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生、経営再建や事業承継に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでおり、制度創設（平成14年1月）からの累計実績は、4,360社・3,258億円となりました。（平成23年3月末時点）。

■ 企業再生貸付の融資実績推移

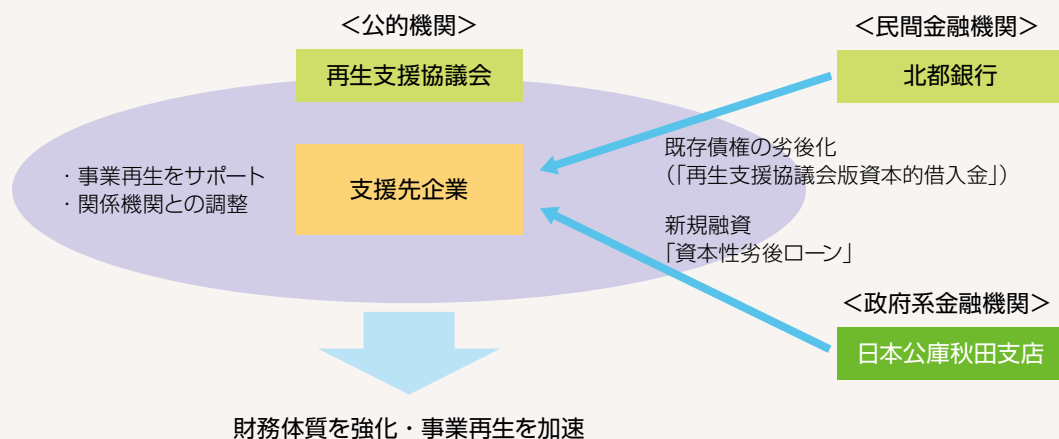
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
融資社数	577社	695社	844社
金額	411億円	611億円	582億円

■ 公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成23年3月末までに再生計画策定支援を完了した2,945社のうち、中小企業事業は約3分の1にあたる999社の支援に関与しました。（平成23年3月末現在の累計実績）

中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件数	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数	
		うち融資による支援
2,945社	999社（34%）	207社

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して企業再生融資（資本性劣後ローン型）を実施



秋田支店中小企業事業は、秋田県中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行っている運送業者に対して、資本性劣後ローン型の「企業再建・事業承継支援資金」を適用し、融資を実施しました。

なお、本件では、地元地銀（北都銀行）と協調融資を行っ

ており、本融資の活用により、同社の財務体質が強化され、民間金融機関および協議会と連携した支援を実施することで同社の再生を加速させていきます。

中小企業事業は、今後とも中小企業の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

異分野の中小企業と連携した事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動（農商工連携）を積極的に支援しています。

■ 新連携・地域資源活用支援・農商工連携支援融資の実績

中小企業事業では、異分野の中小企業と連携した事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動（農商工連携）などを支援する「新事業活動促進資金」に積極的に取り組み、地域の活性化を支えています。

■ 平成22年度融資実績

	新連携	地域資源活用支援	農商工連携支援
融資社数	76社	64社	50社
金額	12億円	5億円	10億円

新連携により新たな事業を開拓する中小企業を支援

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）の水戸支店中小企業事業は、「新連携支援融資」（制度名：新事業活動促進資金＜新連携関連＞）を、電子黒板やタッチパネルのメーカーである株式会社シロクに適用し、融資を実施しました。

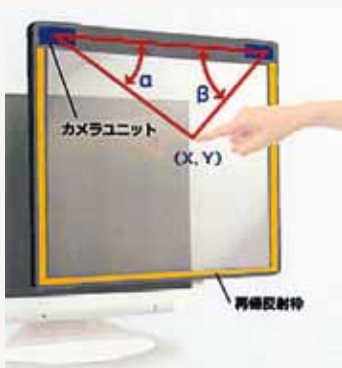
本新連携計画は、株式会社シロクを含めた中小企業者3社を構成メンバーとする連携体が、低価格で国際的な競争

力を持つタッチパネルの製造販売に取り組むものです。水戸支店において、新連携計画の認定取得を要件とする本特別融資の適用を決定し、融資を実施しました。

当社では、台湾、中国のパソコンメーカーや電子黒板メーカーへの出荷が始まっており、販売拡大が期待されます。

大型スクリーン向けカメラ方式タッチパネル

カメラ方式の基本原理由上部両端のふたつのセンサーを利用した三角測量方式により、効率的かつ精度が高く座標を拾える方式です。



ホロスクリーンに応用



ホロスクリーン用タッチパネル

政策性の発揮 証券化支援

証券化手法を活用し、中小企業の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

■ 証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給および中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することで、民間金融機関等が利

用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型などの手法を活用し、平成16年7月の業務開始から平成23年3月末までの累計で延べ161の金融機関と連携して、延べ7,439社の中小企業の皆さまに対する2,188億円の無担保資金の供給を支援しました。

買取型の取組事例

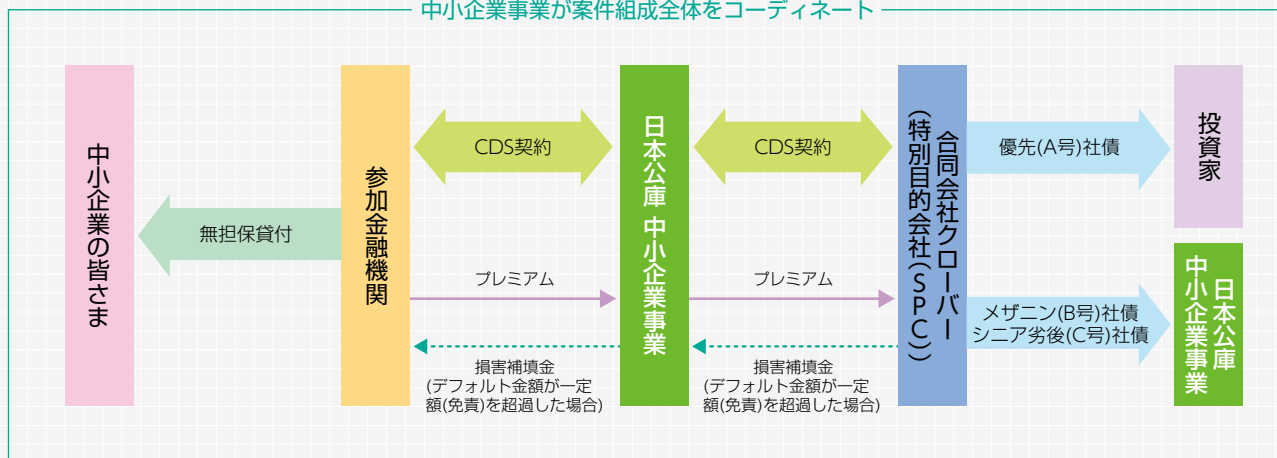
3年振りにCLOを組成

5地域金融機関と連携し、「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー)」を実施

証券化支援買取業務において、平成23年3月に「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー)」を組成しました。中小企業事業は、5地域金融機関とCDS契約を締結するとともに、合同会社クローバーが発行した社債7億円を取得しました。本CLOによって、8都府県の140社に対して33億円の無担保資金が供給されました。

- CLO: Collateralized Loan Obligation (ローン担保证券)の略。
- CDS契約: クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスクのみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務(ここでは中小企業の皆さま向け無担保貸付)にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容により、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対価として相手方から保険料(プレミアム)を受け取る契約。

— 中小企業事業が案件組成全体をコーディネート —



情報提供・ネットワークの活用 経営課題の解決支援

情報提供や経営に関するアドバイスなどにより
経営課題の解決を継続的に支援しています。

■ フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

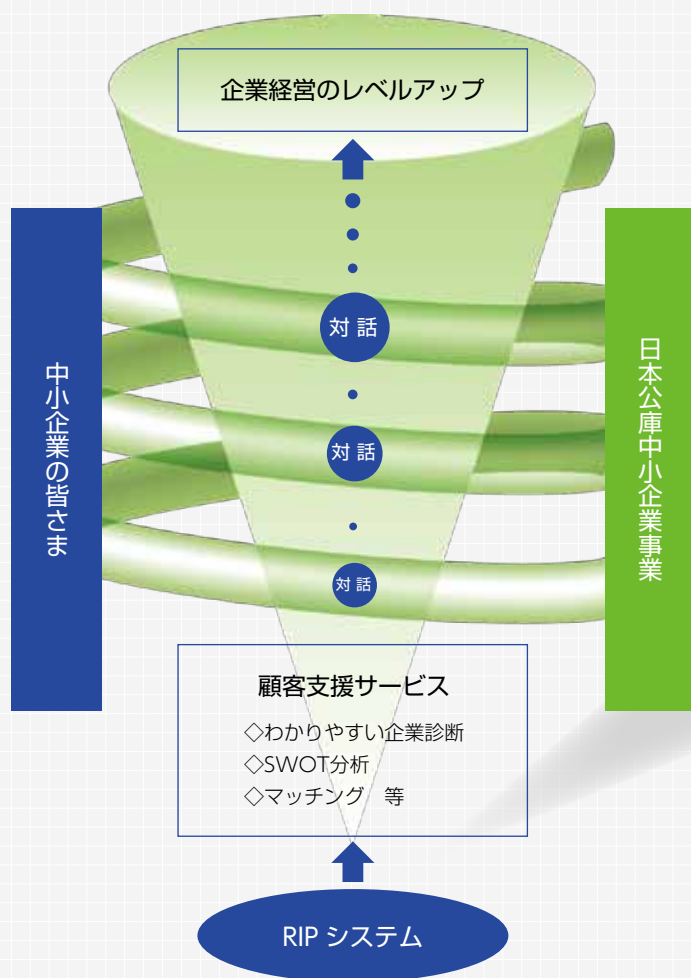
中小企業事業は、融資時だけでなく事後においても、経営者の方とのフェース・ツー・フェースの対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的にを行っています。

当事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社のお取引先の情報をデータベース化した独自のシステム「RIP^(注)システム」を構築し、顧客支援サービスに活用しています。

当事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お取引先の皆さまをバックアップしています。

(注) RIPとは、お取引先との対話を通じ、信頼関係(Relationship)を深めつつ、お取引先と日本公庫中小企業事業の知恵(Intelligence)を活かし、積極的な提案(Proposal)を行うことで、中小企業の皆さまの成長・発展を支援しようとする当事業の姿勢を表現したものです。

RIPシステムを活用した顧客支援サービス



■ 平成22年度実績

【主要なもの】

(件)

わかりやすい企業診断	27,130
SWOT分析	4,647

顧客支援サービスの内容

中小企業事業は、長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例と、全国のお取引先とのネットワークを活かして、経営課題の解決のための顧客支援を継続的に行っています。

お取引先の要望や実情に則して、「わかりやすい企業診

断」「SWOT分析」および「マッチング」など各種サービスを組み合わせて提供することにより、経営課題の解決を支援しています。

(注) 顧客支援サービスにあたっては、事前にお取引先の承諾をいただくなど、守秘義務や顧客情報保護に十分留意して取り組んでいます。

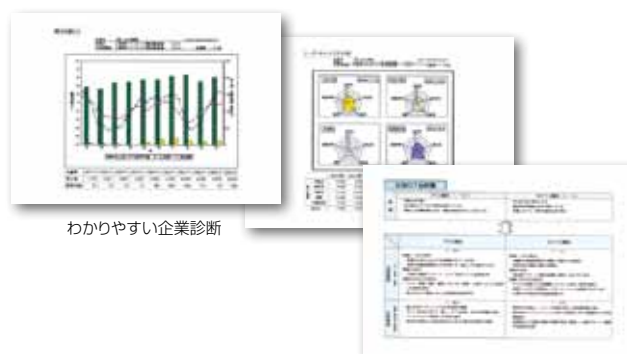
わかりやすい企業診断・SWOT分析

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと中小企業事業のお取引先約5万社のデータに基づく同業者比較や時系列分析を行い、提供しています。

また、「SWOT分析」^(注)も活用し、企業を取り巻く状況(外部環境)と企業の強み・弱み(内部環境)の整理・分析のサポートを行っています。

(注) SWOT分析

企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化し、経営戦略の立案に活用していく経営分析手法のことをいいます。



わかりやすい企業診断

SWOT分析表

マッチング

全国に広がるお取引先と中小企業事業の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先などのビジネスパートナーをお探しの方、店舗、営業所などの不動産をお探しの方をサポートしています。

また、組織統合によるシナジー効果を発揮し、当事業のお取引先同士だけでなく、国民生活事業や農林水産事業のお取引先とのマッチングも、商談会の開催などにより積極的にサポートしています。

全国ビジネス商談会

中小企業事業では、平成23年2月24日、パシフィコ横浜にて「全国ビジネス商談会」を開催しました。

今回の商談会には、当事業のお取引先だけでなく、国民生活事業、農林水産事業のお取引先も初めて参加しました。また、協賛機関である沖縄振興開発金融公庫のお取引先も加わり、北海道から沖縄まで、全国の多様な業種の企業731社、約1,700名が参加しました。

参加企業からは、「普段商談できない企業と商談できた」、「異業種との意見交換ができた」などの声が寄せられました。



情報提供・ネットワークの活用 地域金融機関との連携

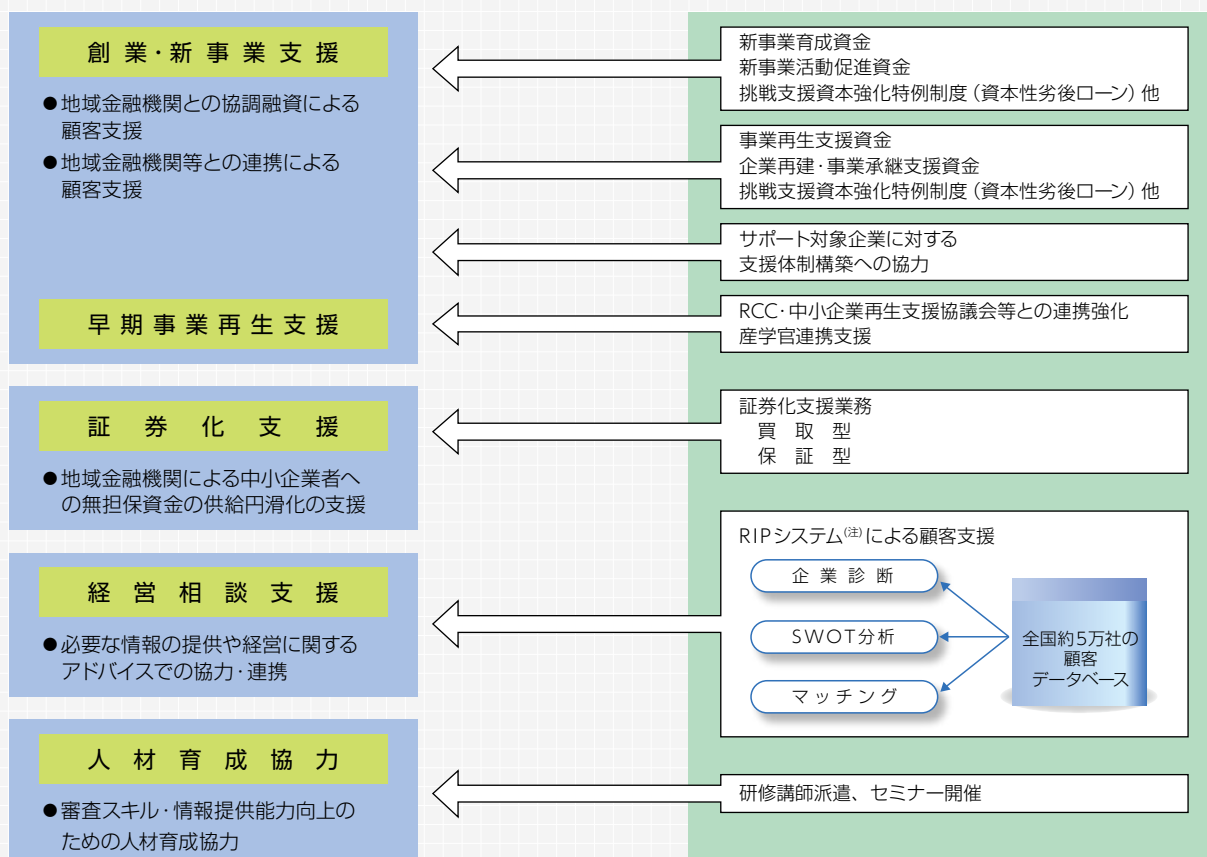
地域金融機関との連携を通じ、
地域中小企業への金融円滑化に取り組んでいます。

400を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。具体的には、

再生案件や新規案件を中心に、地域金融機関と緊密な情報交換を行い、当事業の資本性劣後ローンを活用した協調支援などに取り組んでいます。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関総数の8割を超える448行に及んでいます（平成23年3月31日現在）。

連携可能な分野と連携の具体的内容



（注）RIP システムについては P16 をご覧ください。

○ 地域金融機関との連携実績

■ 地域金融機関との具体的な連携内容

（平成15年4月～平成23年3月）

（単位：機関、件）

	地域金融機関数 ^(注)	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容（延べ実施件数）		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	103	103	100%	11,825	1,399	1,392
信用金庫	270	268	99%	4,263	716	2,591
信用組合	158	77	49%	356	30	173
合計	531	448	84%	16,444	2,145	4,156

（注）沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

■ 資本性劣後ローンを活用して、民間金融機関との協調融資による企業再建支援を推進

中小企業事業は、資本性劣後ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）を活用し、民間金融機関と連携して協調融資を行うなど、経営再建中の企業の資金繰りと財務体質強化の支援を推進しています。

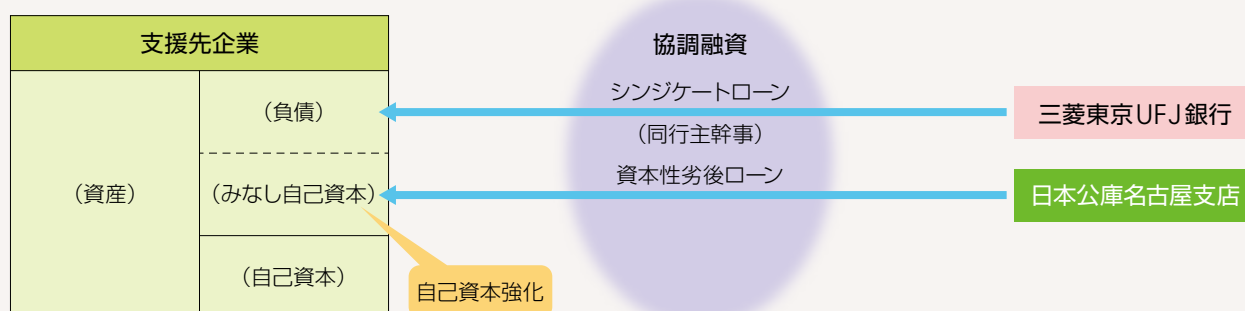
本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができ、また、法的倒産手続時は他の債務に劣後するなどの特徴を有します。こうしたことから、本特例

の活用は、民間金融機関との協調融資の「呼び水」となるため、経営再建を行う企業の資金調達の円滑化に繋がっています。

■ 挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）の融資実績推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
融資社数	52社	205社	340社
金額	49億円	206億円	221億円

資本性劣後ローンを活用した民間金融機関との協調融資事例



名古屋支店中小企業事業は、愛知県内の自動車部品製造業者に対して、資本性劣後ローンを活用し、三菱東京UFJ銀行が主幹事となって組成したシンジケートローンとの協調融資を実施しました。

公庫の取組みは、同行からは「公庫の資本性劣後ローンが活用できれば、民間金融機関からの資金調達が円滑化される。経営再建中の企業への支援などの面で、今後も公庫との協調融資に取り組んでいきたい。」（コーポレートファイナンス営業部）と高く評価されています。

地元金融機関と共にビジネス商談会を開催

三行ビジネス商談会

日本公庫名古屋支店では、東海地区を拠点とする十六銀行、名古屋銀行および百五銀行との共催により、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「三行ビジネス商談会」を開催しています。

同会では、参加企業の希望に基づき、「個別商談」の面談企業を事前にセットするなど、活発な商談機会を中小企業の皆さまに提供しています。

日本公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。



産学官連携

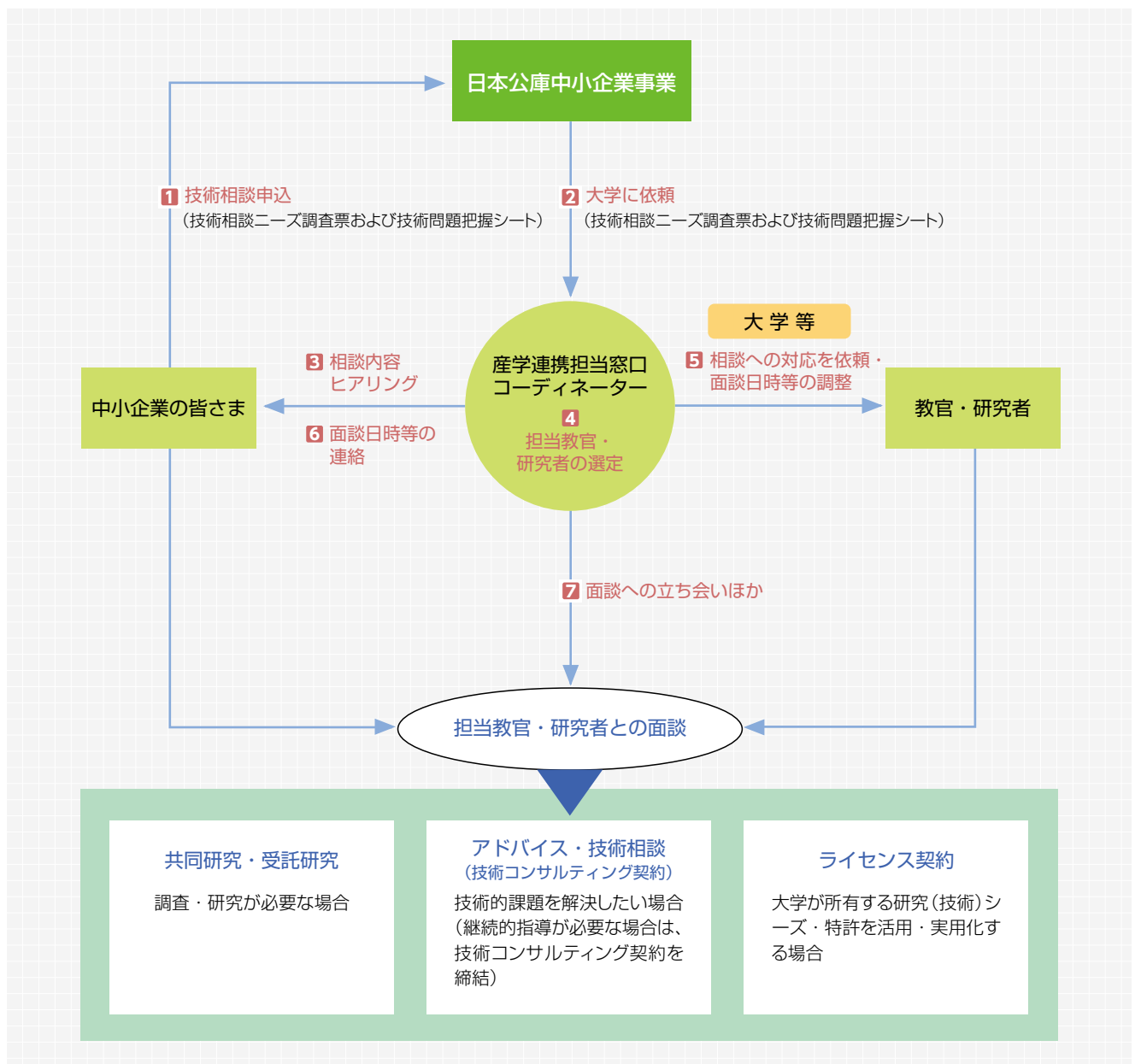
全国の大学や研究機関との連携ネットワークを活用し、中小企業の皆さまの産学官連携をサポートしています。

■ 産学官連携の特徴

中小企業事業は、全国に広がるネットワークを活用し、各地の大学や研究機関、公的機関などと連携して、中小企業の皆さまの技術的な課題の解決や新たな事業分野の開拓などを支援しています。

各地の支店において、政策金融機関としての中立性を活かし、フェース・ツー・フェースの対話を通じて、中小企業の皆さまのニーズを的確に把握し、全国各地の大学などへの橋渡しを実施しています。

○ 中小企業事業の産学官連携支援



企業成長における中小企業事業の貢献

中小企業事業との取引を経て、
多くの企業が躍進しています。

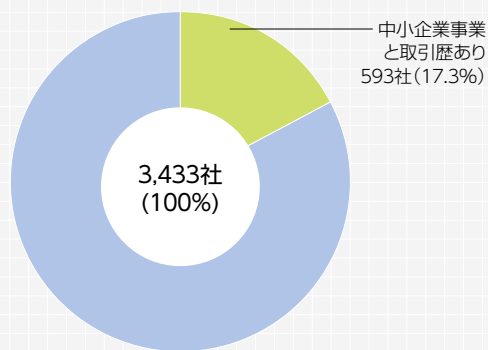
■ 約600社の取引企業が株式を公開

中小企業事業は、中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆さまの成長・発展を支援しています。これまで当事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる593社^(注)となっており、この中には国際的にも有力な企業となったケースも少なくありません。

特に、平成元年以降については、当事業との取引を経て株式を公開した企業は402社^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,447社^(注)のうちの約4分の1を占めるに至っています。

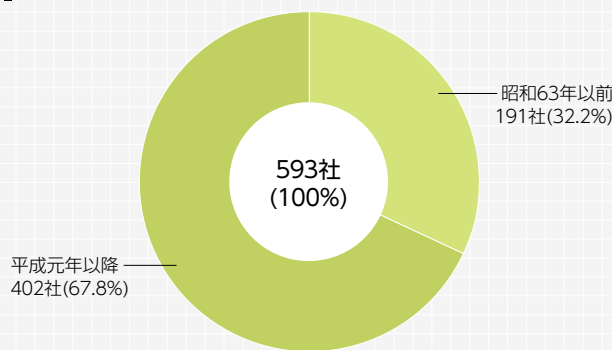
(注) 社数は平成23年3月31日現在のもです。

中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業



(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成23年3月31日現在。農林・水産、金融・保険および外国企業を除きます。

中小企業事業と取引歴を有する企業の株式公開時期別推移



創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社（東証一部上場）名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感謝したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋（寄稿者の役職名は寄稿当時のものです）。

融資業務

高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

■ 資金の特徴

- ◇ 最長20年の長期でご利用いただけます。
- ◇ 固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ◇ 国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- ◇ すべての直接貸付において、無担保貸付をご利用いただけます。
- ◇ すべての直接貸付において、一定の要件のもとで、経営責任者の方の個人保証を不要とする特例をご利用いただけます。また、一定の要件のもとで、経営責任者の方の保証債務の発生が猶予される特例もご利用いただけます。
- ◇ 中小企業の皆さまの財務体質の強化を目的に、一定の要件のもとで、資本性資金を供給する挑戦支援資本強化特例制度をご利用いただけます。
- ◇ ベンチャー支援を目的に、一定の要件のもとで、新株予約権の取得による資金供給を行っています。

■ 対象業種と対象規模

中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです（※の業種を除く）。

対象業種	対象規模 ^(注1)
製造業 ^(注2) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^(注3)	資本金5千万円以下または従業員100人以下

（注1）資本金または従業員のいずれか（個人事業者の方は従業員）が該当すれば、ご利用いただけます。

（注2）製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下です。

（注3）サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下です。

※ 次の業種の方は中小企業事業の融資などの対象にはなりません（詳しくは窓口でご確認ください）。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）
- 不動産業のうち住宅および住宅用の土地の賃貸業
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの など

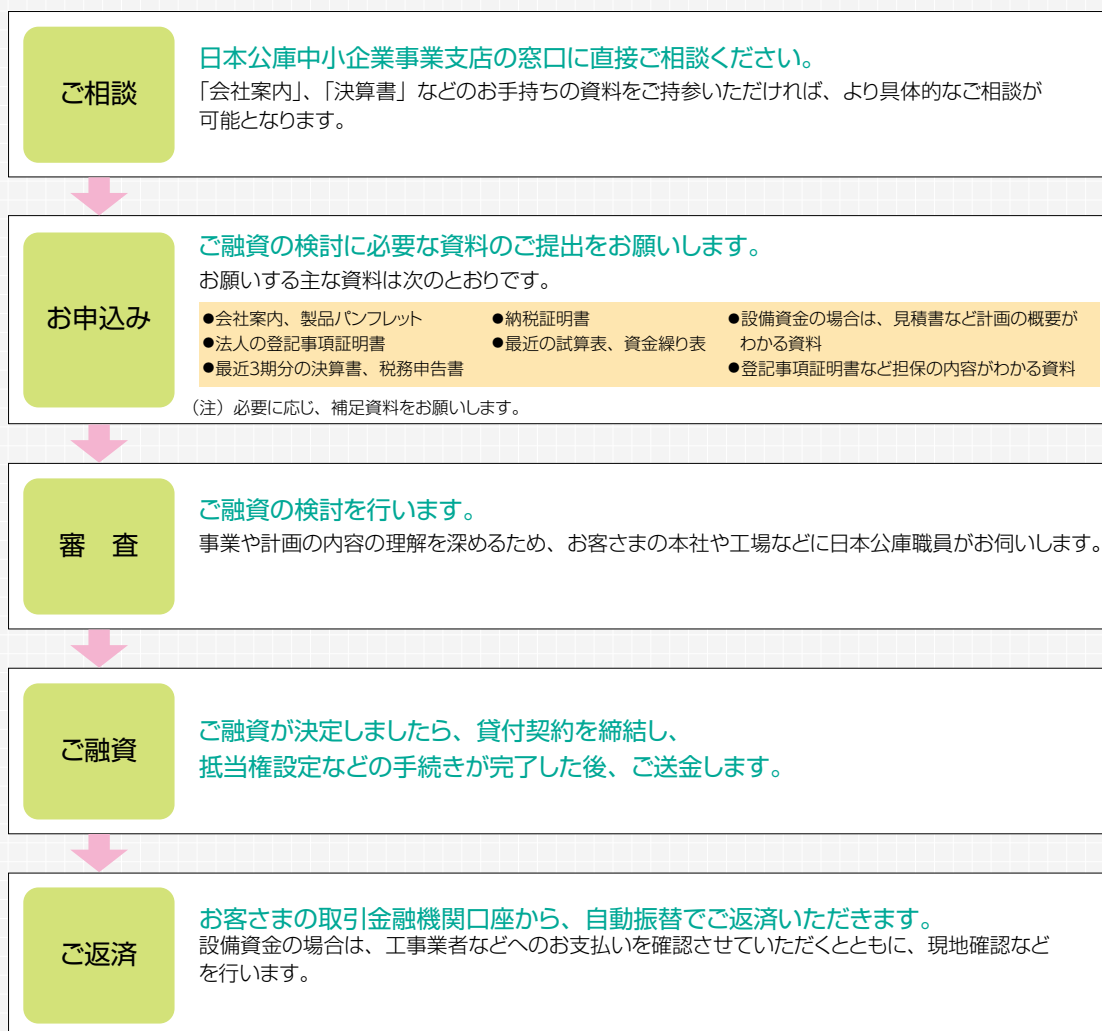
■ ご利用手続きの概要

中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

● 直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の中小企業事業の支店で取り扱います。また、経営課題解決の支援も行っています。

お申込みの方法と手順(直接貸付)



● 代理貸付

中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本・支店を通

じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

(注) 代理店数は、493代理店(平成23年3月31日現在)です。

■ 特別貸付

中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していくために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。

特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、その時々の方政策的課題や中小企業の皆さまのニーズに応じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、起業家の再チャレンジを支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）」、経営革新、新連携および地域資源の活用への取組みを支援する「新事業活動促

進資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」などをご用意しています。

また、中小企業の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生および事業承継を支援する「企業再生貸付」、東日本大震災による被害からの復興を支援する「東日本大震災復興特別貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

○ 主な制度

■ 新事業育成貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 ^(注)	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円	(設備) 15年 (運転) 7年
再チャレンジ支援融資 ^(注) (再挑戦支援資金)	廃業歴等を有する法人等であって新たに事業を開始する方または開業後5年以内の方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「地域産業資源活用事業計画」または「農商工等連携計画」の認定を受けた方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

■ 企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業等で特定の設備投資を行う方およびものづくり基盤技術の高度化を図る方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
IT活用促進資金	IT(情報技術)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
海外展開資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方および「企業立地計画」の承認を受けた方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

■ 環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年

■ セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 8年
金融環境変化対応資金 ^(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	別枠 3億円	(設備) 15年 (運転) 8年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	別枠 1億5千万円	(運転) 8年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

■ 企業再生貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
事業再生支援資金 ^(注)	民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前の方	7億2千万円	1年
	民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など		(設備) 10年 (運転) 5年
企業再建・事業承継支援資金 ^(注)	企業再建計画に従って企業の再建を図る方など	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 10年
	倒産した企業等から事業を承継する方および株主等から自己株式の取得等を行う方など		(設備) 15年 (運転) 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

■ 東日本復興特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
東日本大震災復興特別貸付 ^(注)	東日本大震災の被害を受けた方	7億2千万円 別枠3億円	(設備) 20年 (運転) 15年

(注) 一部直接貸付のみの取扱いとなります。

◇ 上記のほか、次の特別貸付制度があります。

- 新企業育成貸付(女性、若者／シニア起業家支援資金)
- 環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)
- 災害復旧貸付

具体的な適用要件や特別利率など、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

■ 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

● 不動産担保に過度に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権なども担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。

● 保証人特例制度

中小企業事業では、所定の特約を遵守することにより、保証人を免除する「保証人免除特例」、保証債務の発生を猶予する「保証人猶予特例」を整備し、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただける方	直接貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)	直接貸付を利用される方で、特別貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(保証人免除) 融資にあたり、経営責任者の方の個人保証が免除されます。 (利率) 保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乗せされます ^(注) 。	(保証人猶予) 融資にあたり、(定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に) 経営責任者の方の個人保証が猶予されます。 (利率) 保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乗せされます ^(注) 。
特記事項	◆ 中小企業事業が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。	◆ 中小企業事業が適切と認める特約を締結していただきます。

(注) 新企業育成貸付(一部の資金を除く)を利用したことがある方は、一定の条件を満たすことを条件に、本制度の貸付利率が免除される場合があります。

劣後ローン

中小企業事業では、平成20年度から新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特例制度」

(資本性劣後ローン)を、平成21年度から「地域密着型劣後ローン特例」を導入しました。

● 挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）

ご利用いただける方	直接貸付において、新企業育成貸付または企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	利用限度	1社あたり2億円
	利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.60%、0.40%の3区分の利率が適用されます。
	融資期間	15年（期限一括償還）
	担保・保証人	無担保・無保証人
	その他	◆ 本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。 ◆ 本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆ 四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆ 公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。	

● 地域密着型劣後ローン特例

ご利用いただける方	企業活力強化貸付制度のうち、企業活力強化資金（街づくり会社関連）および地域活性化・雇用促進資金（社会貢献型事業関連）を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。）	
特例の内容	利用限度	1 貸付先あたり2億円
	利率	貸付期間15年の場合5.05%、貸付期間10年の場合5.0%
	貸付期間	15年または10年（期限一括償還）
	担保・保証人	無担保・無保証人
	その他	本特例による債務については、法的倒産手続きの決定が裁判所によってなされた場合、すべての債務に（償還順位が同等以下とされているものを除く）劣後にします。
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆ 四半期毎の経営状況の報告等を含む特約の締結が必要です。 ◆ 公庫が適切と認める事業計画書の提出が必要です。	

公庫融資借換特例制度

ご利用いただける方	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金および金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付制度または企業再生貸付制度の企業再建、事業承継支援資金を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。）		
特例の内容	資金使途	既往公庫融資の借換資金を含みます。	
	利率	◆ 適用した特別貸付制度に定める利率 ◆ ただし、借換部分については、借換対象の貸付口の加重平均金利 ^(注) が融資時の基準利率を上回る場合は、当該加重平均金利（上限あり）を適用します。 なお、東日本大震災復興特別貸付制度の金利引下げの要件に該当する場合は、当該加重平均金利から所定の利率を控除します。 (注) 金銭消費貸借契約証書上の利率をもとに計算（平成23年4月1日以降は条件違反時利率）。ただし、一定の要件に該当する場合は適用利率をもとに計算。	
	融資期間	セーフティネット貸付制度 東日本大震災復興特別貸付	8年以内（うち据置期間原則1ヶ月以内）
		企業再生貸付制度	10年以内（うち据置期間原則1ヶ月以内）
特記事項	◆ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆ 原則として、既往公庫融資の借換のほか、新規融資の利用が必要です。 ◆ 既往公庫融資には一部借換の対象にできないものがあります。		

■ 5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

● 5年経過ごと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

● 期限前弁済手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただけます。

(注) 中小企業事業の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

■ 貸付債権・社債の証券化(自己型)

中小企業事業では、平成16年7月から、CLO(ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券)、CBO(債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券)の

発行を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。

信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- ◇ 政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- ◇ 急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。
- ◇ 経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。

中小企業信用保険

■ 保険の引受け

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小企業事業は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

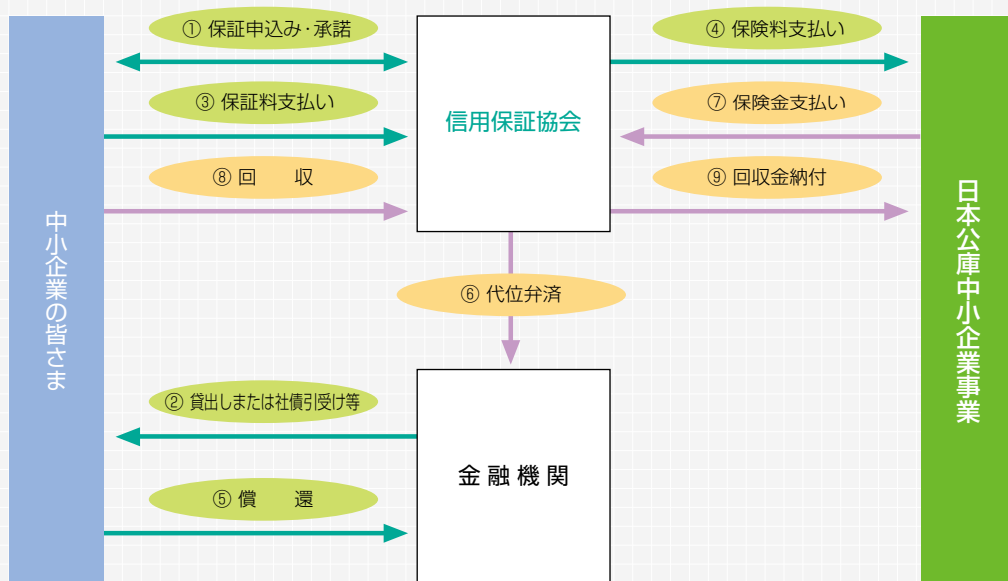
■ 回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小企業事業に納付します。

■ 保険金の支払い

中小企業の皆さまが金融機関に借入金の返済または社債の償還などができなくなったときは、信用保証協会は中小企業の皆さまに代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、中小企業事業は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%または90%）を支払います。

信用補完制度の流れ



(注) ①～⑤は、保証申込みから償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

● 一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%～1.69% ^(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.25%～1.69% ^(注5)
特別小口保険	小規模企業者 ^(注2)	事業資金(無担保・無保証)	1,250万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
事業再生保険	再生中小企業者 ^(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
特定社債保険	中小企業者 ^(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.25%～1.69% ^(注5)
特定支払契約保険	中小企業者	特定支払債務	10億円	70%	0.25%～1.69% ^(注5)

(注1) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業などは政令で定める人数)以下の会社および個人、中小企業等協同組合などであって特定事業を行うものをいいます(特定社債保険を除く)。

(注2) 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社および個人、事業協同小組合であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注3) 普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続または会社更生手続の申立てから計画認可の決定が確定した後3年を経過していないものをいいます。

(注4) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下または従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業などは政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注5) 中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

● 特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成23年7月31日現在、35種類の特例措置が設けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業の皆さまの緊急の資金調達を支援しています。

■ 信用保証協会に対する貸付

中小企業事業は、信用保証協会に対する貸付を行い、信用保証協会が当事業からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託することにより、金

融機関による中小企業の皆さまに対する信用保証付き貸出しの促進などを図ることとしています。

■ 破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用保証の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆さまの資金調達をバックアップしています。

■ 機械保険経過業務

平成15年4月、機械類信用保険法が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保

険金の支払い、回収金の収納などの業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

- ◇証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- ◇中小企業事業が信用リスク、審査、証券化事務などを

適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。

- ◇中小企業CLOの組成により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小企業事業が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS契約^(注)を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、

単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業の皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注) クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスクのみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務(ここでは中小企業の皆さま向け無担保貸付)にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容により、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対価として相手方から保険料(プレミアム)を受け取る契約。

証券化支援業務[買取型(シンセティック方式)]の仕組み



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、中小企業事業が部分保証(上限7割)を行う、または証券化商

品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業の皆さま向けの貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

証券化支援業務[保証型]の仕組み

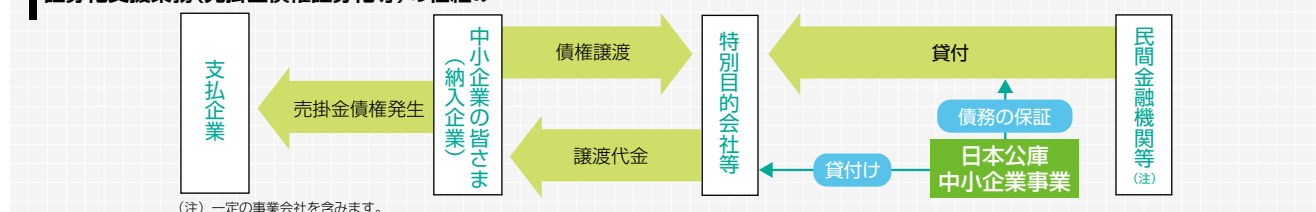


売掛金債権証券化等

売掛金債権証券化等は、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対して中小企業事業が保証を付すことや、当事業が特別目的会社向けの貸付を行うことなどに

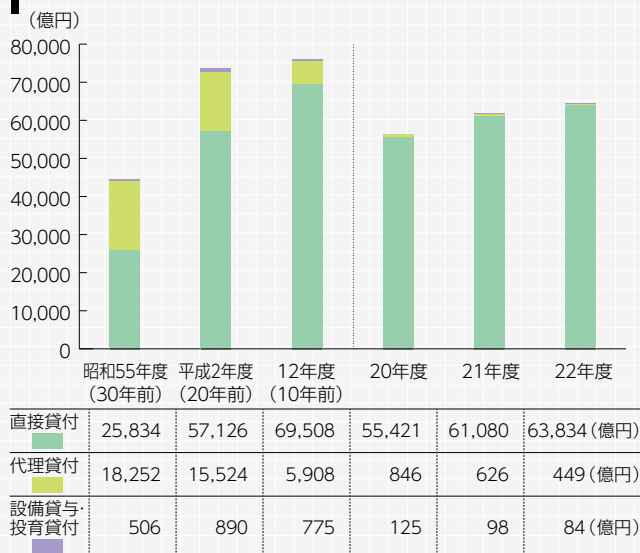
より、民間金融機関等が行う中小企業の皆さま(納入企業)の売掛金債権の証券化等を支援・促進するものです。

証券化支援業務(売掛金債権証券化等)の仕組み



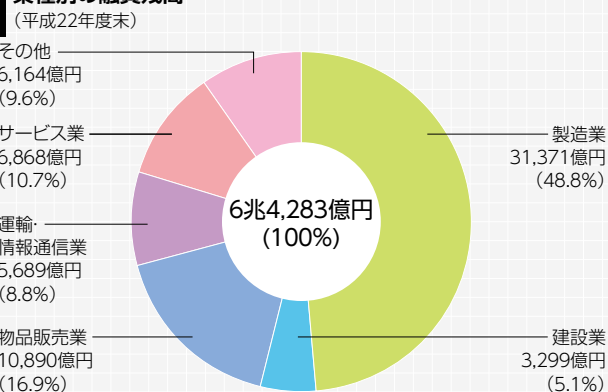
融資業務の状況

融資残高の推移



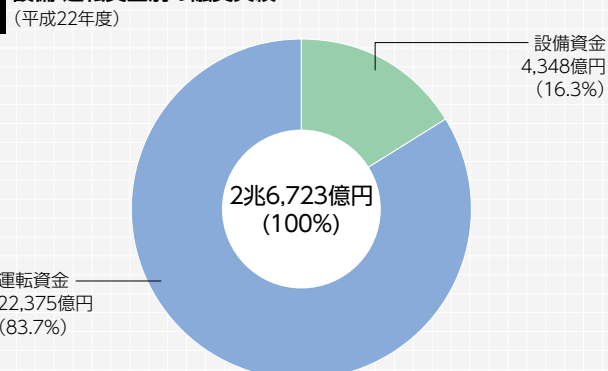
(注) 平成12年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。

業種別の融資残高



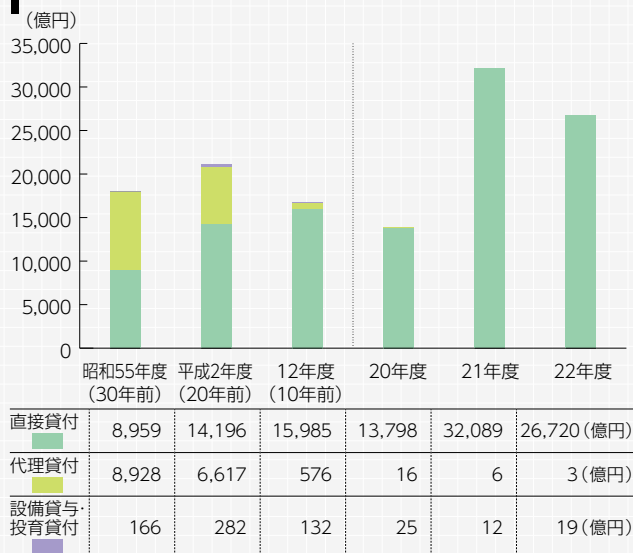
(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

設備・運転資金別の融資実績



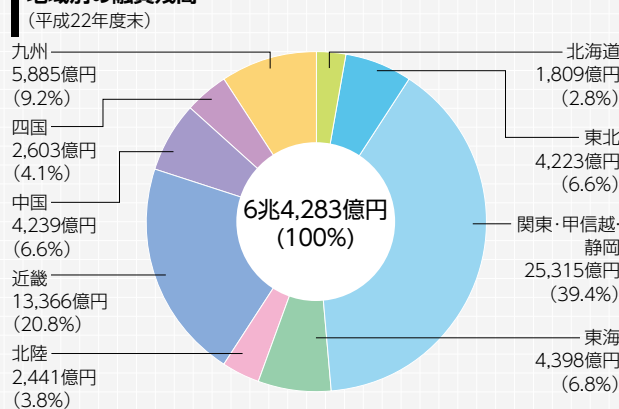
(融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

融資実績の推移



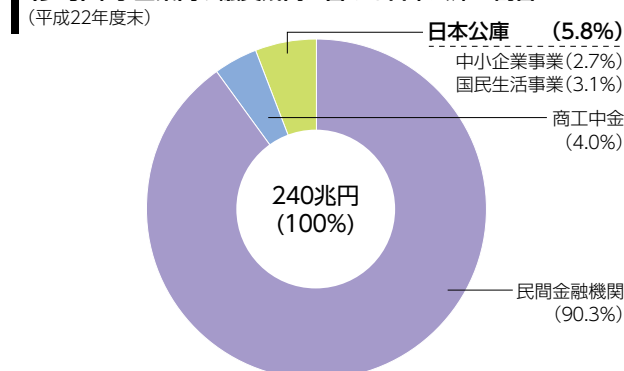
(注) 平成12年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

地域別の融資残高



(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

(参考) 中小企業向け融資残高に占める日本公庫の割合

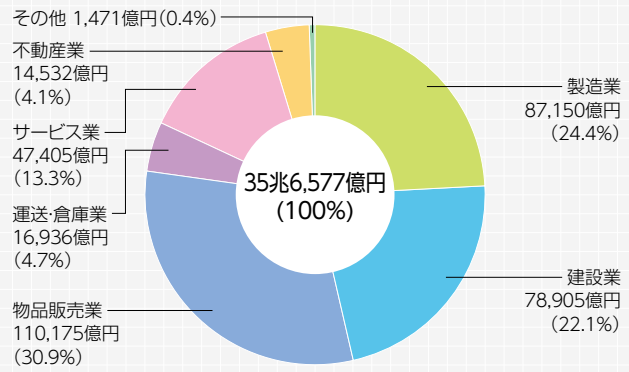


(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

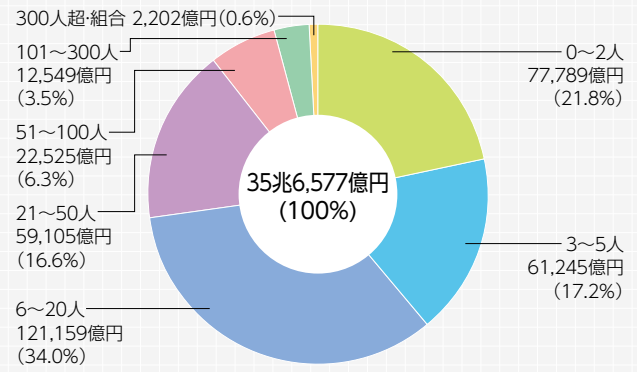
(注) ●日本公庫中小企業事業の融資残高は、総融資残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものです。
●日本公庫国民生活事業の貸付残高には、教育貸付、恩給担保貸付等を含みます。
●商工中金の貸付残高には、オフィス勘定にかかる貸出金および信用組合代理貸を含みません。
●民間金融機関の貸付残高は、都銀等、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫の合計で、信用組合等を含みません。

信用保険業務の状況（中小企業信用保険）

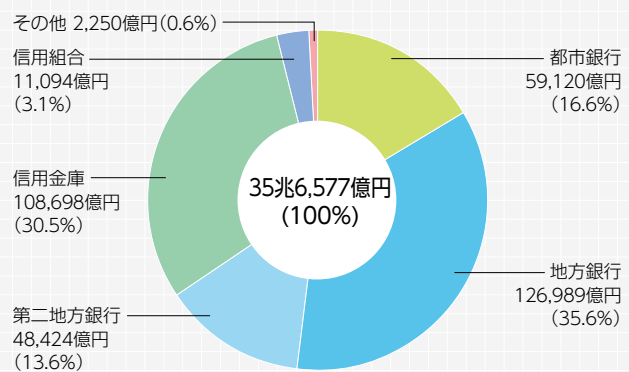
業種別の保険引受残高
(平成22年度末)



従業員規模別の保険引受残高
(平成22年度末)

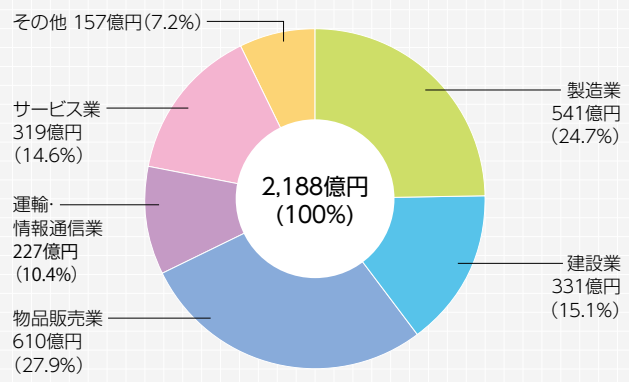


金融機関業態別の保険引受残高
(平成22年度末)

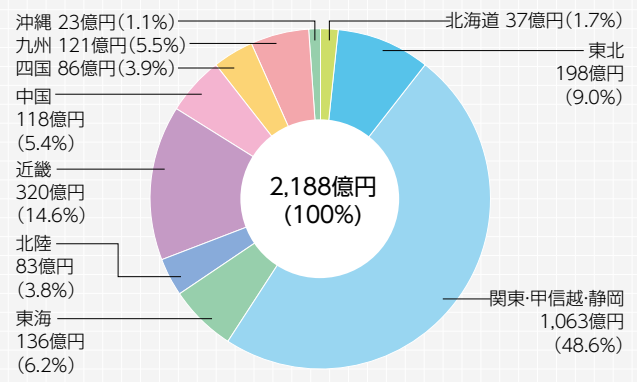


証券化支援業務の状況

業種別の資金供給状況
(平成16～22年度)



地域別の資金供給状況
(平成16～22年度)

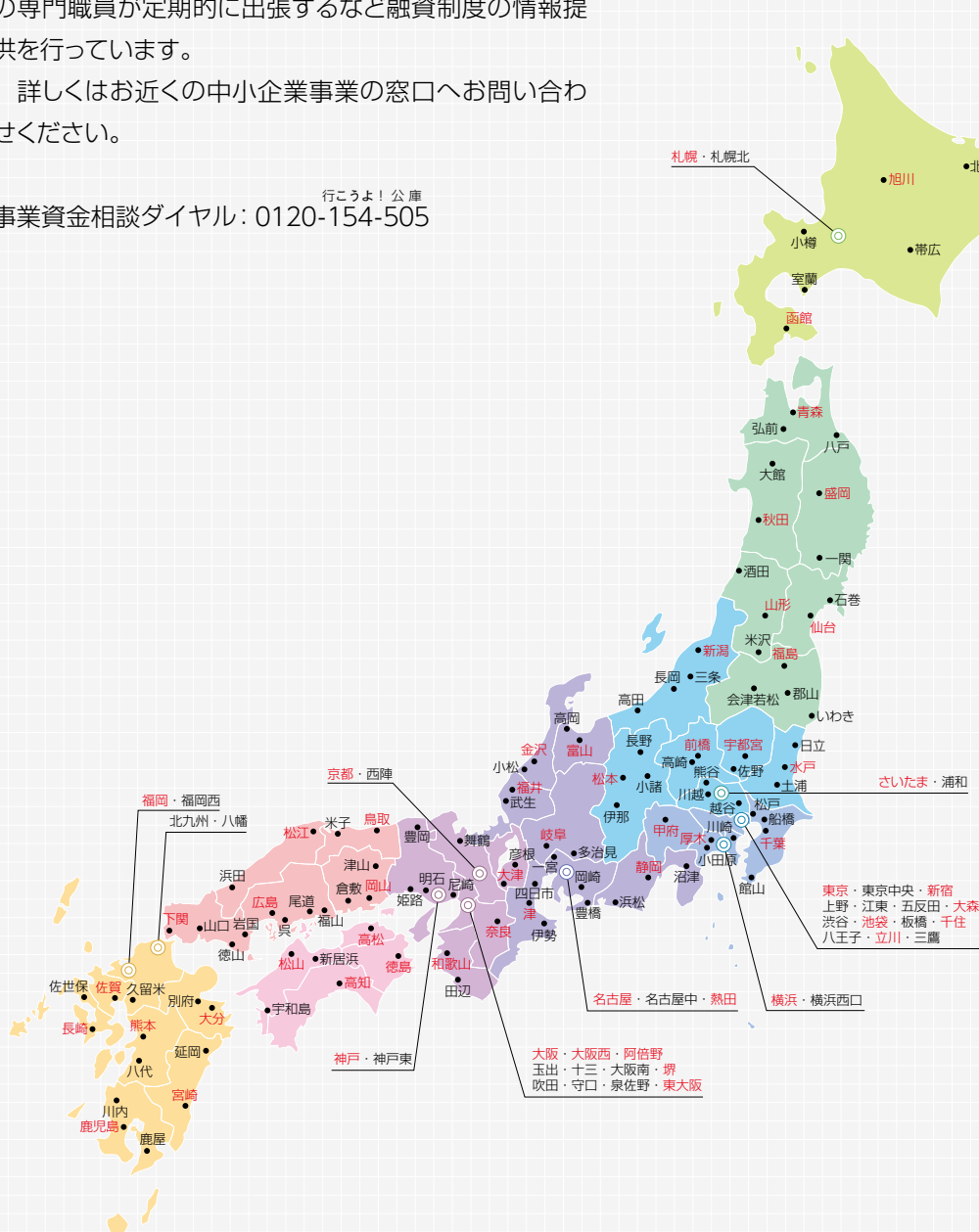


日本公庫中小企業事業では、以下の支店（赤文字）で
ご融資の相談を承っているほか、事業資金相談ダイヤル
においても電話相談を承っています。

また、それ以外の支店（黒文字）でも、中小企業事業
の専門職員が定期的に出張するなど融資制度の情報提
供を行っています。

詳しくはお近くの中小企業事業の窓口へお問い合わせ
してください。

行こうよ！公庫
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505



バンコク駐在員事務所：（連絡先）66-2-252-5496 ～ 8



平成23年8月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。